

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年3月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年3月11日（木）午前9時30分～ 本庁舎4階中委員会室

2 出席者

障害福祉課 片桐課長、吉川主査補、山崎主任主事

3 件名

「白井市障害者計画2016-2025 中間見直し版」及び「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・策定にあたり、障がい当事者の意見は聞いたのか。
 →素案を作成する障害者計画等策定委員会において、障がい者団体から委員を選出していただいている。また、計画策定に先立ち行った基礎調査において、障がいのある人へのアンケート及び障がい者団体へのヒアリング調査を実施した。

・現行計画の目標は達成されているのか。
 →障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標は国の基本指針に則して定めており、本市の現状では未達成の項目もある。新計画においては市の現状を踏まえ、目標達成の基礎となるサービス等確保策の見直しを行った。

・障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の終了年度の相違についての考え方は。
 →障害者計画の期間は総合計画に合致させ10年間としているが、障害福祉計画・障害児福祉計画の期間は国が3年間と定めているため更新周期にずれが生じる。障害福祉計画・障害児福祉計画の次回改定時においては、その先の障害者計画の改定を考慮し整合性を確保できるようにする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 福祉部障害福祉課

件名	「白井市障害者計画2016-2025 中間見直し版」及び「白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定について																																			
内容	<p>【白井市障害者計画2016-2025 中間見直し版】</p> <p>1 位置付け 障害者基本法に基づき、市の障がい福祉施策に係る基本的計画として策定</p> <p>2 期間 令和3～7年度</p> <p>3 基本目標 「①地域での自立生活への支援の推進」、「②社会参加の支援・促進」、「③快適で人にやさしいまちづくりの推進」</p> <p>4 主な見直し内容 これまでの達成状況、基礎調査結果、上位計画や法令の改正、社会動向などを踏まえ施策・事業を見直し(「障がい者に対する差別解消の推進」、「感染症の拡大防止及び発生時支援」の追加等)</p> <p>【白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画】</p> <p>1 位置付け 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であって、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援の必要量の見込みや提供体制の確保策を定める。</p> <p>2 期間 令和3～5年度</p> <p>3 計画の基本方針 「①地域における生活の維持及び継続の推進」、「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「③福祉施設から一般就労への移行等」、「④地域共生社会の実現に向けた取組」等8項目</p> <p>4 現行計画からの主な変更点 「相談支援体制の充実・強化」、「障害福祉サービスの質の向上の取組み」を成果目標に追加。その他、実績等を踏まえサービス必要量の見込み及び確保策を見直し</p>																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部内会議】 (障害福祉・障害児福祉計画) パブリック・コメントを受け、相談支援事業者に対する専門的指導・助言の見込み量について、現状を踏まえた数量に修正</p> <p>【関係課等調整】 (障害者計画) 避難行動要支援者の避難支援等に関し、地域防災計画の修正作業と合わせ取組事項を見直し、整合性を確保</p> <p>(障害福祉・障害児福祉計画) こども発達センターの児童発達支援センター化を見据え、保育所等訪問支援の見込み量等を調整</p>																																			
スケジュール	<p>3月25日頃 印刷製本完了 4月1日 計画公表</p> <table border="1" data-bbox="336 1738 1372 1944"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(3月中)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>広報・HP・公開コーナー等</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td colspan="4">障害者計画等策定委員会、基礎調査、パブリック・コメント</td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5">■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 () まで</td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(3月中)	広報・HP等	有	広報・HP・公開コーナー等	市民参加	有	障害者計画等策定委員会、基礎調査、パブリック・コメント				付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 () まで				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	無		報道発表	無																																
議会説明	有	行政運営報告(3月中)	広報・HP等	有	広報・HP・公開コーナー等																															
市民参加	有	障害者計画等策定委員会、基礎調査、パブリック・コメント																																		
付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 () まで																																			
参考情報	<p>関係法令等 障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法</p> <p>関係課 各課</p> <p>事業費 4,753 千円 (うち特定財源 0 千円)</p>																																			

白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し版（概要版）

障害者計画は、市の障がい福祉施策に関する基本的な計画です。

現行の「白井市障害者計画 2016-2025」の期間は平成 28 年度～令和 7 年度の 10 年間ですが、計画策定後に生じた状況変化への対応と、上位計画（総合計画、地域福祉計画等）の策定や見直しに合わせることを目的として、令和 3 年度からの後半期に向けた中間見直しを行いました。

* 中間見直しの対象箇所は、第 1 章、第 2 章、第 3 章の 4 及び第 4 章です。第 3 章の 1～3 は、障害者基本法及び市第 5 次総合計画の基本理念に基づき中長期的な視点で策定された部分であるため、中間見直しの対象外としています。

第 1 章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

- ・ 前身計画・現行計画の策定経緯、今回の中間見直しのあらまし
- ・ 近年の障がい福祉施策等の動向

2 計画の性格と位置づけ

- ・ 障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、市第 5 次総合計画の個別計画として策定
- ・ 市地域福祉計画、市障害福祉計画・障害児福祉計画、市高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画との整合・連携を確保

3 計画の期間

- ・ 平成 28 年度～令和 7 年度（10 年間）
- ・ 令和 3 年度から中間見直し版を施行

4 計画策定の体制

- ・ 市障害者計画等策定委員会（市附属機関）の審議により計画案を作成
- ・ 市民アンケート、関係団体等ヒアリング、パブリック・コメントにより市民意見を把握・反映

〔第 1 章 中間見直しの主な事項〕

- 1 に中間見直しのあらまし及び計画策定以降の法改正その他社会動向を追記

第 2 章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

- ・ 障害者手帳所持者は各種類とも増加傾向にあるが、中でも精神障害者保健福祉手帳所持者の伸びが大きい。
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者数は平成 28 年度以降漸減、小児慢性特定疾病医療費の受給者数はほぼ横ばい。

2 アンケート調査結果の要点

① 現在の生活で困っていること

- ・ 最多の回答は、身体手帳所持者が「特に困っていることや不安に思うことはない」、療育手帳所持者が「将来にわたる生活の場（住居）、または入所施設があるかどうか不安」、精神手帳所持者が「人とのコミュニケーションがうまくとれない」。

② 悩みや困りごとの相談先について

- ・ 最多は家族や知人、友人。公的な相談窓口を利用する人の割合は低い。

③ 身の回りの介助・支援の状況

- ・ 担い手は配偶者等の近親者が中心。年齢は60～70代が多い。
- ・ 介助を受ける上での問題としては、「介助してもらうことに気を遣う」、「介助者の代わりになる人がいない」の回答が多い。

④ 災害時の避難等について

- ・ ひとりで避難等ができると答えた人は5割弱。「できない」と答えた人のうち、避難を助けてくれる人が昼夜とも身近にいる人は6割弱。
- ・ この他の不安としては、避難先における医療や生活面を挙げた人が多い。

⑤ 差別や偏見について

- ・ 障がい等が原因で差別的な扱いを受けた経験は「特にない」と答えた人が7割弱（前回調査時は5割強）。
- ・ 障害者手帳を所持しない人では、半数近くが、社会に差別意識があると回答。

⑥ 地域で自立して暮らしていくために、特に力を入れてほしいこと

- ・ 身体手帳所持者及び難病患者では、前回に続き交通や都市インフラ分野が上位に入った。
- ・ 療育手帳所持者では、地域移行や就労に関する施策が多い。
- ・ 精神手帳所持者では半数以上が経済的支援を挙げ、第2位はプライバシーの保護となった。

〔第2章 中間見直しの主な事項〕

➤1に策定以降（H27～31年度）の障害者数の数表等を追記

➤2に今回のアンケート調査の結果要点及び前回（H26）結果との比較結果を追記

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

「障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり」

2 計画の基本目標

① 「地域での自立生活への支援の推進」

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進める。

② 「社会参加の支援・促進」

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進する。

③ 「快適で人にやさしいまちづくりの推進」

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進める。

3 計画の展開（施策の体系）

目標像 < 基本目標（3） < 施策の方向（10） < 施策・事業（86）

※上位の枠組みから順に記載。括弧内は項目数の合計

4 重点取り組み

① 相談支援体制の充実

障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実

② 地域生活基盤の整備の推進

障がいのある人等が住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、日中活動の場や居住の場等を整備

③ 防災対策の推進

市の地域防災計画を基本とし、速やかな対応が行えるよう体制づくりや訓練などを実施

[第3章 中間見直しの主な事項]

➤ 第4章の見直しと併せ、4に、基本目標の達成のため特に必要性が高い施策・事業を再設定

第4章 具体的な取り組みの内容

1 地域での自立生活への支援の推進

① 相談体制・情報提供の充実

課題

- ・ 相談支援事業者及び相談支援専門員の確保
- ・ 身近に相談相手がない人が公的な相談窓口等につながりやすくすることや、難病・発達障がい・高次脳機能障がい等の専門性が必要な相談にも対応できる体制を関係機関とも連携し整備していくこと
- ・ 内容・対象者・緊急性等に応じた情報提供を、新技術の活用も含め、最適な方法により時機を逃さず行うこと

＜主な取り組み＞

- 相談体制の充実 7 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 6）
- 情報提供の充実 8 施策/事業（〃 継続 2、修正 6）

② 権利擁護体制の充実

課題

- ・ 障害者差別解消法で定められた「合理的配慮」への対応
- ・ 未だ多くの方が、障がい等があることが原因で差別的な扱いを受けたと

感じていること

- ・ 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する白井市職員対応要領に基づく市職員の資質の向上

＜主な取り組み＞

- 権利擁護施策の推進 4 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 3）
- 当事者参画の促進 1 施策/事業（〃継続 1）
- 選挙における配慮の実施 1 施策/事業（〃修正 1）
- 障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進 2 施策/事業（〃継続 1、新規 1）

③ 福祉サービスの充実と支援施設の整備

課題

- ・ 地域生活支援事業の適切なサービス提供
- ・ 福祉サービスのしくみや種類についての広報や、手続き時の丁寧な説明

＜主な取り組み＞

- 指定障害福祉サービス等の充実 4 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 2）
- 地域生活支援事業の充実 2 施策/事業（〃継続 2）

④ 保健・医療サービスの充実

課題

- ・ 障がいの早期発見・早期対応、重度化の原因ともなる生活習慣病等の疾病の予防・早期治療の推進
- ・ 障がいの除去や軽減、難病の症状抑制等に必要な医療が本人や家族の過度な負担なく受けられること
- ・ 障がいのため、診療時等に症状を的確に伝えることができない場合があることへの配慮

＜主な取り組み＞

- 早期発見・療育の体制の充実 3 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 1）
- 保健サービスの充実 3 施策/事業（〃継続 2、新規 1）
- 医療につなげる支援の充実 3 施策/事業（〃継続 2、修正 1）

2 社会参加の支援・促進

① 障がい児の保育・教育の充実

課題

- ・ 障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場の確保
- ・ 障がいや障がいのある児童・生徒に関する教職員の認識・理解の深化
- ・ 障がいのある児童・生徒との交流教育の拡充
- ・ 放課後児童対策の推進
- ・ 児童発達支援の利用や、保育園等における受入れの促進

《主な取り組み》

- 早期療育・保育の充実 3 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 2）
- 学校教育（特別支援教育）の推進 4 施策/事業（〃継続 1、修正 3）
- インクルーシブ教育システムの推進 2 施策/事業（〃継続 2）
- 放課後対策の充実 2 施策/事業（〃修正 2）

② 就労の支援・促進

課題

- ・ 就労先確保のための事業主への働きかけ、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携
- ・ 就労支援機関の利用促進による知識・能力向上の機会や、就職後の定着支援の提供
- ・ 福祉的就労の場の整備・充実

《主な取り組み》

- 一般就労の促進 5 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 4）
- 福祉的就労の促進 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）

③ 各種活動の支援・促進

課題

- ・ 障がいのある人がスポーツや文化活動等に気軽に参加できるような活動メニューの充実や自主的活動への支援
- ・ 各種活動、社会参加を促進するためのコミュニケーション支援や外出・移動手段の確保
- ・ 団体活動の活性化

《主な取り組み》

- 外出、コミュニケーション支援施策の推進 3 施策/事業（現行計画からの継続 1、修正 2）
- スポーツ・文化芸術活動等の促進 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）
- 当事者団体等の育成・支援 2 施策/事業（〃継続 1、修正 1）

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

① 福祉活動の促進

課題

- ・ 障がいや障がいのある人についての正しい理解及び認識の定着促進
- ・ ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化

《主な取り組み》

- 啓発活動の充実 4 施策/事業（現行計画からの継続 4）
- ボランティア活動の促進 4 施策/事業（〃継続 4）

② バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

課題

- ・ 様々な物理的障壁（バリア）の除去及びはじめからつukらないこと

- ・ 公共施設等だけでなく、住宅におけるバリアフリー化等の推進
- ・ 安心して施設等を利用できるための維持管理、交通手段の確保等ソフト面での環境整備

《主な取り組み》

- 外出環境の整備（福祉のまちづくり） 5 施策/事業（現行計画からの継続 2、修正 3）
- 住宅バリアフリーの促進 2 施策/事業（〃継続 2）

③ 防災・防犯等対策の推進

課題

- ・ 災害時の速やかな対応と障がい特性に配慮した支援ができるような体制づくり、訓練等の実施
- ・ 自主防災組織への市民の理解・協力を促すための意識啓発や組織づくりへの支援

《主な取り組み》

- 防災・防犯等対策の推進 7 施策/事業（現行計画からの継続 4、修正 3）
- 消費生活相談の実施 1 施策/事業（〃修正 1）

〔第 4 章 中間見直しの主な事項〕

- これまでの達成状況、基礎調査（アンケート・ヒアリング）の結果、上位計画の見直し内容、法令改正、国県ほか社会の動向等を視点として現状と課題の見直しを行ったうえで、個々の施策・事業の見直しを実施。
- 施策・事業の数 現行 87→中間見直し素案 86（内訳：新規 2、廃止 2、他項目と統合 1、修正 43、継続 41）

第5章 計画の推進と進行管理

- ・ PDCA サイクルに基づく進行管理
- ・ 障がいの内容やライフステージに対応した、きめ細やかで一貫した体制づくりのため、保健・医療・福祉の連携体制を強化
- ・ 関係機関・団体等との連携を強化。広域的に取り組んだ方がよい課題については、周辺市町や県等と連携
- ・ 広報活動の充実、福祉・ボランティア等に関する学習機会の提供等による市民参画の促進
- ・ 白井市地域自立支援協議会を活用した計画推進状況の確認・評価、結果の公表・報告
- ・ 福祉的人材の確保・育成、資質の向上

白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【概要版】

障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、国の基本指針に即し、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。白井市においては、『白井市第5次総合計画』及び『白井市第2次地域福祉計画』を上位計画とする、事業レベルの個別計画として、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

《計画の期間》

令和3年度～令和5年度

《基本方針》

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実
- (6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- (7) 障害者による文化芸術活動の推進
- (8) 障害福祉サービスの質、福祉人材の確保

《成果目標》

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・平成31年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を平成31年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成31年度末入所者数（A）	24人	
<u>【目標値】地域生活移行者数（B）</u>	2人 (8.3%)	Aのうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（Aの6%以上）
新たな施設入所支援利用者数（C）	1人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和5年度末の入所者数（D）	23人	令和5年度末の利用人員見込み [A - B + C]
<u>【目標値】入所者数減少見込み</u>	1人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D]（Aの1.6%以上）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
【目標値】地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討	年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針の主旨】

- ・令和 5 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 31 年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ平成 31 年度実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- ・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。

【成果目標】

項目	数値等	備考（考え方）
平成 31 年度の年間一般就労者数（A）	15 人	平成 31 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】令和 5 年度の年間一般就労者数	20 人 (133%)	令和 5 年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（A の 1.27 倍以上）
平成 31 年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	23 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労移行支援事業利用者数	30 人 (130%)	（B の 1.3 倍以上）
平成 31 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数（C）	24 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 A 型事業利用者数	31 人 (129%)	（C の 1.26 倍以上）
平成 31 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数（D）	58 人	
【目標値】令和 5 年度末の就労継続支援 B 型事業利用者数	72 人 (124%)	（D の 1.23 倍以上）
【目標値】令和 5 年度の就労定着支援利用率	70%	（令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した人の割合）
【目標値】就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	（市内の就労定着支援事業所数の 7 割以上）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置する。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保する。
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	数値等	備考
<u>【目標値】児童発達支援センター設置数</u>	1か所	
<u>【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</u>	実施	
<u>【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数</u>	1か所	
<u>【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数</u>	1か所	
<u>【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場</u>	設置	
<u>【目標】医療的ケア児等に関するコーディネーター</u>	配置	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【成果目標】

<u>【目標】 令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保</u>	確保	
---	----	--

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

【成果目標】

<u>【目標】 令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築</u>	構築	
---	----	--

《サービスの見込み量・実施見込み》

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス（合計）		3,085 時間/月 57 人/月	3,208 時間/月 60 人/月	3,336 時間/月 62 人/月	
日 中 活 動 系	生活介護	1,563 人日/月 82 人/月	1,594 人日/月 83 人/月	1,626 人日/月 85 人/月	
	自立訓練（機能訓練）	21 人日/月 2 人/月	21 人日/月 2 人/月	21 人日/月 2 人/月	
	自立訓練（生活訓練）	118 人日/月 11 人/月	118 人日/月 11 人/月	118 人日/月 11 人/月	
	就労移行支援	452 人日/月 30 人/月	502 人日/月 33 人/月	557 人日/月 37 人/月	
	就労継続支援（A型）	447 人日/月 25 人/月	492 人日/月 28 人/月	541 人日/月 31 人/月	
	就労継続支援（B型）	1,042 人日/月 67 人/月	1,094 人日/月 71 人/月	1,148 人日/月 74 人/月	
	就労定着支援	7 人日/月 6 人/月	8 人日/月 8 人/月	11 人日/月 10 人/月	
	療養介護	2 人/月	2 人/月	2 人/月	
	短 期 入 所	福祉型	56 人日/月 6 人/月	63 人日/月 7 人/月	71 人日/月 8 人/月
医療型		3 人日/月 1 人/月	3 人日/月 1 人/月	3 人日/月 1 人/月	
居 住 系	自立生活援助	2 人/月	2 人/月	2 人/月	
	共同生活援助	51 人/月	58 人/月	65 人/月	
	施設入所支援	24 人/月	23 人/月	22 人/月	
	精神障害者の自立生活援助	1 人/月	1 人/月	1 人/月	
	精神障害者の共同生活援助	20 人/月	23 人/月	26 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	56.2 人/月	60.7 人/月	65.5 人/月	
	地 域 相 談 支 援	地域移行支援	2.0 人/月	2.0 人/月	2.0 人/月
		地域定着支援	4.0 人/月	4.0 人/月	4.0 人/月
		精神障害者の地域移行支援	1.5 人/月	1.5 人/月	1.5 人/月
		精神障害者の地域定着支援	3.0 人/月	3.0 人/月	3.0 人/月

* 人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数＝月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	697 人日/月 150 人/月	746 人日/月 160 人/月	798 人日/月 172 人/月
	医療型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	放課後等デイサービス	1,415 人日/月 172 人/月	1,570 人日/月 191 人/月	1,743 人日/月 212 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	保育所等訪問支援	0 人日/月 0 人/月	10 人日/月 5 人/月	16 人日/月 8 人/月

<障害児相談支援>

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談 支援	障害児相談支援	43.3 人/月	50.6 人/月	59.3 人/月

<医療的ケア児に対する支援>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

<子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保育所	44 人	49 人	55 人
②認定子ども園	1 人	1 人	1 人
③幼稚園	67 人	68 人	69 人
④放課後健全育成事業	34 人	34 人	34 人
⑤事業所内保育	0 人	0 人	0 人
⑥その他（小規模保育所等）	0 人	0 人	0 人

■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有
(2) 自発的活動支援事業		無		無		有
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業所数	2箇所	/	2箇所	/	3箇所	/
② 基幹相談支援センター		無		無		無
③ 基幹相談支援センター等 機能強化事業		有		有		有
④ 住宅入居等支援事業		無		無		無
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	2人	/	2人	/	2人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者設置事業（実設 置見込み通訳者数）		0人		0人		0人
② 手話通訳者派遣事業（実利 用見込み者数）		5人		5人		5人
③ 要約筆記者派遣事業（実利 用見込み者数）						
(7) 日常生活用具給付等事業（件数）		1,262件		1,311件		1,363件
① 介護・訓練支援用具		2件		2件		2件
② 自立生活支援用具		7件		7件		7件
③ 在宅療養等支援用具		4件		4件		4件
④ 情報・意思疎通支援用具		16件		16件		16件
⑤ 排せつ管理支援用具		1,231件		1,280件		1,331件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住 宅改修費）		2件		2件		2件
(8) 手話奉仕員養成研修事業 （養成講習実修了見込み者数）		5人		5人		5人
(9) 移動支援事業（「実施見込箇所数」 欄の数値は実利用見込み者数、「利 用見込者数」欄は延べ利用見込み時 間数）	70人	8,753 時間	71人	8,841 時間	72人	8,929 時間
(10) 地域活動支援センター（市内分）	2箇所	69人	2箇所	75人	2箇所	81人
（市外分）	2箇所	23人	2箇所	24人	2箇所	26人

<任意事業分>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 日中一時支援事業	51人/月	58人/月	66人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	4人/月	4人/月	4人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1人	1人	1人
(4) 自動車改造費補助事業	2人	2人	2人

■発達障害者等に対する支援

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング・プログラム受講者数	1人	1人	10人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回	
保健、医療 (精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者	保健	1人	1人	1人
	医療(精神科)	0人	0人	1人
	医療(精神科以外)	0人	0人	1人
	福祉	8人	8人	8人
	介護	1人	1人	1人
	当事者	0人	0人	1人
	家族等	1人	1人	1人

■相談支援体制の充実・強化等

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件	17件	17件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回

■障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	0回	0回	1回